

平成 25 年 4 月 30 日策定
平成 27 年 4 月 17 日改定
平成 27 年 5 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 15 日改定
平成 31 年 4 月 12 日改定
令和 5 年 4 月 24 日改定
令和 6 年 5 月 17 日改定
令和 7 年 4 月 18 日改定
令和 8 年 4 月 17 日改定
財 務 省

財務省行政事業レビュー推進チームの設置について

- 1 「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき、行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）の実施に取り組むため、財務省行政事業レビュー推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。
- 2 推進チームの構成は次のとおりとする。ただし、統括責任者は、必要があると認めるときは、メンバーを追加することができる。

統括責任者	: 大臣官房長	
統括責任者代理	: 大臣官房企画調整総括官	
E B P M推進責任者	: 大臣官房政策立案総括審議官	
副統括責任者	: 大臣官房会計課長	大臣官房文書課長
メンバー	: 大臣官房秘書課長	大臣官房地方課長
	大臣官房総合政策課長	大臣官房政策金融課長
	大臣官房信用機構課長	主計局総務課長
	主税局総務課長	関税局総務課長
	理財局総務課長	国際局総務課長
	財務総合政策研究所総務研究部長	
	会計センター次長	関税中央分析所長
	税関研修所副所長	国税庁長官官房総務課長
	国税庁長官官房人事課長	国税庁長官官房会計課長

地方支分部局については、大臣官房地方課長、関税局総務課長、国税庁長官官房会計課長の指示により、本省と連携・協力して取り組む。

3 推進チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、以下の取組を行う。

① 事業の点検等

- (1) レビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めた行動計画の策定
- (2) 行政事業レビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく記載の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並びに厳格な自己点検の指導
- (3) 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- (4) 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- (5) (2)、(3)及び(4)を踏まえた事業の厳格な点検及び点検結果（所見）の取りまとめ
- (6) 推進チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- (7) 財務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- (8) 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- (9) 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- (10) 職員の資質向上に係る取組

② 基金の点検等

- (1) 基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- (2) 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- (3) (1)及び(2)を踏まえた基金事業の厳格な点検及び点検結果（所見）の取りまとめ
- (4) 推進チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検
- (5) 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

4 推進チームは3に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

5 推進チームの事務局は、大臣官房会計課とする。

6 前各号に定めるもののほか、推進チームの運営に関する事項その他必要な事項は、統括責任者が定める。